会長		担当理事		会計	

感対第９９９号
令和５年１２月１３日

関係医療機関等の長　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和
（公印省略）

「令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策個人防護具整備事業」
の取扱いの変更について（通知）

本県の感染症対策の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した標記補助事業を実施するため、事業実施要綱及び補助金交付要綱を制定し、実施に当たっての取扱いについては令和５年１０月２６日付け感対第８４１号「令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策個人防護具整備事業」について（通知）でお示ししているところです。

このたび、現下の感染動向を踏まえまして１月納品分の個人防護具についても申請対象とします。

つきましては、当該補助金の交付を希望される際は、下記記載をご参照いただき、申請受付期間中に交付申請書及び関係書類を御提出ください。

記

１　対象となる補助事業
（１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
（２）外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）
（３）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

２　補助対象期間
令和５年１０月１日から令和６年３月３１日まで
※申請受付期間ではありません。

３　対象設備
個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）

４　対象設備に関する留意事項
（１）　令和５年１０月１日以降令和６年１月３１日までに納品があり、「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月１５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する「対象期間」に使用したものに限る。
（２）　「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月１５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する「対象期間」は、オミクロン株による感染拡大時のピークの県内の在院者数（位置づけ変更前のいわゆる「第７波」又は

越谷八潮医師会
収受
5.12.13
第926号

「第８波」のいずれかの最大在院者数）の３分の１を超えた時点から、３分の１を下回った時点までです。

本県においては県内の在院者数が５７９人以上の時点から５７９人を下回った時点までが「対象期間」となります。

県内の在院者数については、毎週金曜日に下記の厚生労働省のホームページに掲載されています。また、県ホームページにおいても、現在の在院者数及びこれまでの「対象期間」を掲載しています。

厚生労働省ホームページ
「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html

感染症対策課ホームページ
「令和５年度新型コロナウイルス感染症対策個人防護具整備事業」の実施について
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/kozinbougogu.html
ページ番号：244581

（３）　本事業で整備する個人防護具は受払（使用状況）を帳簿等により明らかにしておく必要があります。なお、交付要綱第９条第４号の規定により、令和１１年３月３１日まで帳簿等を保管しておく必要があります。

５　申請受付期間

１月開始予定（受付期間は３週間とする予定です。）
※申請受付開始後、通知の発出及び県ホームページの更新を行います。

６　申請に関する留意事項

（１）　本事業は令和５年１２月３１日までの個人防護具の購入実績及び令和６年１月の購入予定に基づき交付申請を行っていただきます。ただし、交付決定額の概算払は行いません。

（２）　本事業の交付申請時には、令和５年１２月３１日までの個人防護具の購入金額を証明する資料（納品書等）及び令和６年１月の購入予定額を証明する資料（見積書等）を添付していただきます。

なお、令和６年１月の購入予定額を証明する資料には１月中の納期が明記されていることが必要です。

また、申請時の前月までの個人防護具の使用実績を申請様式に入力する必要があります。

（４）　本事業は実績報告の提出前に１月～２月分の個人防護具の使用実績を３月上旬に提出していただく場合があります。

（５）　１月納品分の個人防護具に係る購入金額を証明する資料（納品書等）は実績報告時に提出してください。

なお、３月上旬に１月～２月分の個人防護具の使用実績の提出とあわせて提出していただく場合があります。

（６）　本事業は補助対象期間である令和６年３月３１日までの「対象期間」に使用した個人防護具に係る費用を補助する事業です。３月３１日時点で本事業で整備した個人防護具に在庫が生じている場合は、交付決定金額から当該個人防護具の購入に係る補助金を減額して実績報告を行っていただきます。

7　その他

予算の範囲内において事業を実施するため、必要最小限の数を申請していただくようお願いいたします。

交付申請全体の申請額が予算を上回る場合には、交付申請の全部又は一部について申請に添えない場合がありますので、予め御承知おきください。

担当：感染症対策課（補助金担当）
電話：（分室）048-830-7530/FAX：048-830-3641
E-mail：a3510-30@pref.saitama.lg.jp

感対第８４１号
令和５年１０月２６日

関係医療機関等の長　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和
（公印省略）

「令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策個人防護具整備事業」
について（通知）

本県の感染症対策の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本県では、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した標記補助事業を実施するため、事業実施要綱及び補助金交付要綱を制定しました。
つきましては、当該補助金の交付を希望される際は、下記記載をご参照いただき、申請受付期間中に交付申請書及び関係書類を御提出ください。

記

１　対象となる補助事業
（１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
（２）外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）
（３）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

２　補助対象期間
令和５年１０月１日から令和６年３月３１日まで
※申請受付期間ではありません。

３　対象設備
個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
※個人防護具以外の設備に対する１０月以降の補助は令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（下半期分）において実施します。

４　対象設備に関する留意事項
（１）　令和５年１０月１日以降１２月３１日までに納品があり、「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月１５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する「対象期間」に使用したものに限る。
※納品期限を１２月３１日までとしたことについて
第８波の例から２月までを感染拡大期と想定し、医療機関における個人防護具の備蓄を（新興感染症対策の備蓄目安として国が示している期間に準じて）２か月分と設定したもの。
したがって、１２月３１日までに購入する個人防護具の数量は、感染動向を踏まえて（１月～３月までの期間のうち）感染拡大期に使用する見込み数（備蓄）を補

助対象として認めるものとする。
なお、感染動向によっては、１月以降納品分の個人防護具についても補助対象とする場合があり、その場合は別途連絡する。

（２）　「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和５年９月１５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する「対象期間」は、オミクロン株による感染拡大時のピークの県内の在院者数（位置づけ変更前のいわゆる「第７波」又は「第８波」のいずれかの最大在院者数）の３分の１を超えた時点から、３分の１を下回った時点までです。
本県においては県内の在院者数が５７９人以上の時点から５７９人を下回った時点までが「対象期間」となります。
県内の在院者数については、毎週金曜日に下記の厚生労働省のホームページに掲載されています。また、県ホームページにおいても、現在の在院者数及びこれまでの「対象期間」を掲載予定です。

厚生労働省ホームページ
「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html

感染症対策課ホームページ
「令和５年度新型コロナウイルス感染症対策個人防護具整備事業」の実施について
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/kozinbougogu.html
ページ番号：244581

（３）　本事業で整備する個人防護具は受払（使用状況）を帳簿等により明らかにしておく必要があります。なお、交付要綱第９条第４号の規定により、令和１１年３月３１日まで帳簿等を保管しておく必要があります。

5　申請受付期間
１月開始予定（受付期間は３週間とする予定です。）
※申請受付開始後、通知の発出及び県ホームページの更新を行います。

6　申請に関する留意事項
（１）　本事業は令和５年１２月３１日までの個人防護具の購入実績に基づき交付申請を行っていただきます。ただし、交付決定額の概算払は行いません。
（２）　本事業の交付申請時には、令和５年１２月３１日までの個人防護具の購入金額を証明する資料（納品書等）を添付していただきます。また、申請時の前月までの個人防護具の使用実績が分かる資料も併せて提出していただきます。
（３）　本事業は実績報告の提出前に１月～２月分の個人防護具の使用実績を３月上旬に提出していただく場合があります。
（４）　本事業は補助対象期間である令和６年３月３１日までの「対象期間」に使用した個人防護具に係る費用を補助する事業です。３月３１日時点で本事業で整備した個人防護具に在庫が生じている場合は、交付決定金額から当該個人防護具の購入に係る補助金を減額して実績報告を行っていただきます。

7　その他

予算の範囲内において事業を実施するため、必要最小限の数を申請していただくようお願いいたします。

交付申請全体の申請額が予算を上回る場合には、交付申請の全部又は一部について申請に添えない場合がありますので、予め御承知おきください。

担当：感染症対策課（補助金担当）
電話：（分室）048-830-7530/FAX：048-830-3641
E-mail：a3510-30@pref.saitama.lg.jp